

宮城県犯罪被害者等支援計画(第2期) 中間案の概要

第1章 計画の基本的事項

(1) 策定の趣旨

- ・「宮城県犯罪被害者支援条例」の全面改正により、新たな「宮城県犯罪被害者等支援条例」が令和6年4月に施行され、所管が公安委員会から知事部局へ移管。
- ・計画の所管も知事部局へ移管。第1期計画は、国の第4次犯罪被害者等基本計画の終期と整合をとり、令和7年3月に令和7年度の単年度計画として策定。
- ・国の第5次計画を踏まえ、犯罪被害者等に寄り添った、きめ細かで、実効性のある取組を一層進めるため、第2期計画を策定。
- ・第2期計画は、第1期計画策定から間もないことから部分的な修正に留める。

(2) 計画の位置付け

- ・条例に基づき、支援施策を総合的・計画的に推進するための計画。

(3) 計画期間

- ・令和8年度～令和12年度の5年間(国の第5次計画の期間(見込み)と整合)

区分	R7	R8～R12
県	1期	2期
国	4次	5次

(4) 進捗管理

- ・条例に基づき、毎年度取組状況を議会に報告。

第2章 犯罪被害者等の現状

(1) 犯罪の認知件数

- ・刑法犯認知件数は増加傾向。
- ・重要犯罪認知件数は大幅に増加。



(2) 二次的被害

- ・被害者等は、直接的被害のみならず、以下のような二次的被害と呼ばれる様々な困難や悩みに直面。

生活の変化	・当たり前になっていたことができなくなる ・転居を余儀なくされる ・学校・仕事に不都合が生じる ・貯金が底をついて生活が苦しくなる
心身の変化	・長期の通院や入院が必要となる ・被害時の場面が頭に浮かぶ ・孤立していると感じる ・PTSD等の症状が出現する

第3章 施策推進の考え方

(1) 施策体系

目的	○犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建 ○犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現
基本目標	1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 2 損害回復・経済的支援等への取組 3 支援等のための体制整備への取組 4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(2) 推進体制

- ・施策の推進にあたっては、社会全体で犯罪被害者等支援に取り組む総合的な支援推進体制を構築。
- ・宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会の構成機関により、81施策(延べ413施策)実施。

施策数	協議会構成機関別延べ施策数 ※ ()内は加入機関数						
	国 (12)	宮城県 (21)	仙台市 (10)	団体 (16)	事業者 (2)	警察 (8)	計 (69)
81	86	109	55	85	7	71	413

第4章 犯罪被害者等を支える14の基本的施策【81施策】

※ は拡充内容

基本目標1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 【22施策】

基本的施策1 安全の確保(第12条) 【17施策】

緊急避難場所の情報提供及び同行支援／DV被害者等に対する支援／要保護女性・児童に対する支援／法律相談／再被害防止対策／ストーカー事案対応／「被害者等通知制度」及び加害者の矯正処遇・教育／犯罪被害防止のための防犯活動／特殊詐欺電話撃退／刑事手続時の負担軽減／インターネット上の人権侵害対応／個人情報保護の徹底／二次的被害の防止／「心情等聴取・伝達制度」／「被害者参加制度・意見陳述制度」／「意見等聴取制度」／「被害者連絡制度」

基本的施策2 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条) 【5施策】

障がいや有する犯罪被害者等への支援／精神保健福祉の相談機関における支援／女性のための相談機関における支援／学校における心のケア／カウンセリングの充実

基本目標2 損害回復・経済的支援等への取組 【20施策】

基本的施策3 居住の安定(第13条) 【3施策】

県営住宅の活用による支援／民間賃貸住宅等による住宅セーフティネットの充実／民間賃貸住宅の媒介等に関する支援

基本的施策4 雇用の安定(第14条) 【3施策】

「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」の周知／就職支援窓口の運営／労働相談及び個別労使紛争あっせんの実施

基本的施策5 損害賠償の請求に関する支援(第15条) 【2施策】

仙台弁護士会犯罪被害者サポートセンターとの連携／損害賠償に係る各種制度の情報提供

基本的施策6 経済的負担の軽減(第16条) 【12施策】

「犯罪被害者給付金制度」／犯罪被害者等見舞金の給付／刑事手続等における経費負担の軽減／「公費負担制度」／一時避難に要する費用の負担／被害品の早期発見と還付／犯罪の水際対策／特殊詐欺事件の早期対応／緊急支援金の支給／自動車事故の被害者への支援／暴力団犯罪に係る見舞金の支給／性暴力等に係る医療費負担

基本目標3 支援等のための体制整備への取組 【23施策】

基本的施策7 相談及び情報の提供等(第11条) 【3施策】

重層的支援に向けた支援体制の構築／各種相談窓口での相談対応／犯罪被害者等支援制度の広報や周知

複数機関による重層的支援

基本的施策8 民間支援団体等に対する支援(第18条) 【5施策】

DV被害者等支援団体／犯罪被害者等の自助グループ／自死遺族支援団体／犯罪被害者等早期援助団体／性暴力被害相談支援団体

基本的施策9 人材の育成(第19条) 【3施策】

各機関の職員の育成／県民や事業者の育成／指定被害者支援要員の育成

基本的施策10 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援(第21条) 【8施策】

要保護児童に対する支援／障がいや有する犯罪被害者等への支援／高齢者虐待防止対策／性暴力被害相談支援センター宮城／性犯罪相談電話の運用／性犯罪採取キットの整備／DV被害者に対する支援／一時避難に要する費用の負担

基本的施策11 県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援(第22条) 【4施策】

事件発生地が県外である場合の支援／他都道府県警察犯罪被害者支援室との連携／国外犯罪被害弔慰金等支給制度の運用／死傷者多数事案に対応する支援要員の配置

基本目標4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 【16施策】

基本的施策12 学校における教育の実施(第20条) 【6施策】

人権教室等による人権啓発活動／「命を大切にする教育」等／DV防止啓発事業／自他を大切にする学校教育／教育機関への講師派遣／防犯教室等

基本的施策13 普及啓発(第25条) 【8施策】

「犯罪被害者週間」／被害者支援制度等／「公共交通事故被害者等支援フォーラム」／性被害防止啓発等／精神保健福祉／交通事故被害者／少年非行・犯罪等防止／消費生活

基本的施策14 調査研究(第26条) 【2施策】

市町村に対する実態調査／性犯罪被害者協力医療機関アンケート